

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書

69年前に広島及び長崎に投下された原子爆弾は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪っただけでなく、一命を取りとめた被爆者にも、生涯癒やすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらしました。

国は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいて被爆者援護施策を行っていますが、原爆症認定に関する運用上の問題や、被爆者に高度な立証責任を要求するなどの制度設計上の問題が存在し、被爆者の救済が十分になされているとは言えません。被爆者が国に対して原爆症認定を求めた訴訟において、原告である被爆者の多くが勝訴していることは、現行法の改正が急務であることを示しています。

また、核兵器の速やかな廃絶と、原子爆弾の被害に対する一刻も早い国の償いを盛り込んだ抜本的改正を求める声も大きく、被爆者の意見や司法判断の尊重が望まれています。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 原爆症認定のあり方を抜本的に改めるなど、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を速やかに改正すること。
- 2 前項の改正に当たっては、司法判断及び国の償いを求めている被爆者の意見を尊重すること。

また、核兵器の廃絶を現行法のように「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題とするのではなく、唯一の被爆国として速やかな核兵器廃絶に取り組むことを明示すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年6月26日

岩手県北上市議会

集団的自衛権の行使容認に関して慎重審議を求める意見書

集団的自衛権について、歴代政権は「集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月29日政府答弁書）を30年以上にわたって踏襲してきました。

しかし、政府は、集団的自衛権の行使を限定容認する憲法解釈の変更について、与党協議を継続し、できるだけ早い時期の閣議決定を目指すとしています。

このように、政府の憲法解釈変更だけで集団的自衛権の行使を容認することは、政府の統治は憲法に基づくという立憲主義を破壊するものであります。

よって、決して一内閣の判断で、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更を行うべきではなく、国及び政府関係機関においては、広く国民の意思を聞き、慎重に審議されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年6月26日

岩手県北上市議会

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育 予算の拡充を求める意見書

平成23年度に義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化がはかられました。これは、30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、今後、少人数学級への着実な実行が必要です。日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多く、きめ細やかな対応をするためには学級規模を引き下げることが必要です。平成22年に文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、回答者の約6割が小中学校の望ましい学級規模として、26から30人を挙げており、このことから保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の本質です。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟28カ国の中で最下位であり、また、国の三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、これにより教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。地方自治体が教育費の財源を安定的に確保するためには、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、さらに国の負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げることが必要です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指すこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年6月26日

岩手県北上市議会

安全・安心な医療・介護の実現を求める意見書

厚生労働省は、国民が将来にわたって質の高い医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフが健康で安心して働き続けられる環境整備のため、平成23年6月に看護職、平成25年2月に医療分野の「雇用の質」の向上を求める通知を発出しました。

しかし、多くの医療現場ではいまだ労働環境が改善されていません。特にも、十分な休息が伴わない状態での看護師等の夜勤・交替制勤務は、身体的な負担が大きく、健康への悪影響を及ぼすとともに、労働能力の低下によって医療事故の発生率が高まることが懸念され、患者・利用者への安全を脅かす現状となっています。

安全・安心の医療・介護を実現するためには、看護師などの夜勤・交替制労働者の大幅増員と、働き続けることができるよう夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。ただし、そのための手段として患者や利用者の負担を増やすことは避けなければなりません。むしろ、安全・安心の医療・介護の実現のためには、医療・社会保障予算をさらに増額し、他の先進国と比較して重くなっている患者や利用者の自己負担割合を軽減することが必要です。

よって、国及び政府関係機関においては、医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策と国民負担の軽減策を講じられるよう、下記の事項について強く要望します。

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月26日

岩手県北上市議会